対応が必要とされる医療機器等の課題について

(平成 23 年 10 月時点)

項目 番号	課題	国の現在の取組状況	今後の対応方針・スケジュール		
Ιź	I 承認審査手続き等について				
1	デバイス・ラグの解消(審査の 迅速化)の実現	「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成 20 年 12 月) に基づき、平成 25 年度までの 5 年間で、PMDA の医療機器の審査人員の増員(35 名→104 名)、新医療機器、改良医療機器、後発医療機器も3トラック制の導入(平成 23 年度から実施)、審査基準の明確化等、審査期間短縮に向けた取組を実施しているところ。	平成25年度末に新医療機器については承認までの期間を19ヶ月短縮(申請前12ヶ月、申請後7ヶ月)すること等を目指す。また、年2回定期的に官民による会合を開催し、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」の進捗状況のレビューを実施。		
2	医療機器について、一部変更承 認申請の不要な範囲の拡大	一部変更承認申請が必要な範囲についての考え 方について、医療機器業界からの意見について聴 取開始。その結果を踏まえ、当該範囲の在り方に ついて検討する予定。	平成 23 年度中に検討、結論を得る予定。		
3	後発医療機器の審査について 登録認証機関の活用	後発医療機器の審査の体制・あり方について検 討する予定。	後発医療機器の審査の体制・あり方について、QMS調査の方法の検討状況も踏まえ検討予定。なお、後発医療機器のうち高度管理医療機器の審査を民間認証機関が行うことについては、品質、有効性、安全性の確保の観点から慎重な検討が必要。		
4	外国製造所を認定する制度に ついて届出制への移行(国内製造 業許可制度も同様に移行)	外国製造所の認定要件の合理化等について検討 する予定。	外国製造所の認定要件の合理化等について 検討予定。なお、届出制への移行は、現行の 国内製造所の許可制との関係で慎重な法制的 な検討が必要。		

5	製造所の管理方法の合理化(施	現在、QMS 調査の方法の合理化については厚生	検討結果を踏まえ、特にリスクの高い医療
	設単位での QMS 調査及び民間登録	科学審議会医薬品等制度改正検討部会で検討中。	機器等を除き、製品群ごとに調査対象をまと
	認証機関の調査に一元化)		めるなど対応予定。なお、他の調査権者の実
			施したQMS調査結果の活用可能性については、
			平成23年4月に通知済み。
6	認証の承継制度の創設	認証は認証機関と製販業者の民間の契約に基づ	市販後安全対策等にも留意しつつ、事実上、
		くものであり、法制的に認証の承継制度を創設す	認証の承継制度と同様の運用が可能とするこ
		ることは困難であることから、運用による対応が	とができるかどうかについて検討予定。
		可能か検討。	
7	認証制度において JIS* ¹ に代え	国際規格の JIS への取込みの迅速化を検討。	国際規格の JIS への取り込みの一層の迅速
	て ISO*2、IEC*3 等の国際規格の利		化などにより対応予定。また、認証基準に引
	用拡大		用する基準として、JIS に代えて基本要件と
			QMS 省令とすることや、JIS に限らず、ISO、
			IEC 等の国際規格も広く利用できるような制
			度とすることが可能かについて今後調査検討
			が必要。
8	研究目的での医療機器の提供	現行法において、一定の要件の下で研究目的で	平成 22 年 3 月及び平成 23 年 3 月に通知済
	についての法的妥当性の明確化	の未承認医療機器の提供は可能であることやその	み。法改正は不要。
		際の手続きを明確にした通知を発出済み。	
9	製造販売業の許可要件・遵守事	総括製造販売責任者の資格要件について、見直	今後、適切な代替措置の可能性について検
	項の見直し	しの可能性について検討中。	討予定。
1 0	複合製品(コンビネーションプ	複合製品について、製造時の品質管理上や副作	検討結果を踏まえ、複合製品の取扱を明確
	ロダクト)の取扱の明確化	用・不具合報告の取扱いの明確化について、現在、	化する対応予定。
		厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会で検討	また、運用において、複合製品について、
		中(資料2-2)。	医薬品と医療機器の該当性の判断事例を周知
			すること等を検討予定。
1 1	医療機器に係る臨床試験実施	現在、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部	医療機器の特性を踏まえつつ、希少疾病用
	施設の認定	会で検討中(資料2-3)。	医療機器の治験促進方策も考慮の上、運用に
			よる対応も視野にいれて対応予定。

1 2	医療機器の特性を踏まえた信	医療機器の製造販売承認申請書に添付すべき非	今後、信頼性調査の範囲を GLP、GCP のデー	
	頼性調査の範囲の明確化(調査対	臨床試験及び臨床試験の成績等の資料(承認申請	タに限定することについては、それ以外にも	
	象範囲を GLP、GCP のデータに限	資料)の根拠となる試験全般について、適切かつ	データのねつ造が発覚した事例があることか	
	定し、QMSの対象データを除外)	正確に承認申請資料が作成されているかどうか	ら、信頼性調査のあり方に関わる問題であり、	
		を、当該承認申請資料の根拠となった資料に基づ	慎重な調査検討が必要。	
		いて、信頼性の調査を実施。		
1 3	海外市場実績のある医療機器	品質、有効性、安全性を確保しつつ、海外の非	これまでも海外データの活用等に努めてき	
	の審査における要求事項の合理	臨床や臨床試験データを活用。	たが、一層の合理化が可能かについて検討。	
	化			
1 4	一般医療機器の都道府県への	一般医療機器を製造販売しようとするときは、あ	PMDA で一括管理した上で、都道府県も活用で	
	一括提出制度の設立	らかじめ PMDA にその旨の届出が必要。	きるような制度構築ができるか、今後引き続	
			き調査検討等が必要。	
1 5	製造業の区分の見直し	製造業の区分については、薬事法施行規則第26	製品に対して一義的に責任を有する製造所	
		条第5項に基づき、滅菌医療機器や包装、表示又	のみに製造業区分を設けるのが適当なのか、	
		は保管のみを行う製造業等の区分が存在。	QMS 調査範囲との整合化も含めて、今後引き続	
			き調査検討等が必要。	
1 6	審査員の免責と審査を迅速化	故意又は重過失以外の事案については、既に審	審査員が免責されることを前提に審査迅速	
	に向けた責務規定の設立	査員個人は免責されていると解されるもの。	化の責務規定をおくことの是非について、安	
			全性等確保の観点から慎重な検討が必要。	
1 7	JISによって規格化され、広く認	直接の容器等の記載事項については、薬事法第	医療機器における邦文による法定表示以外	
	知されているシンボルマーク等	63条に基づき定められている。	に JIS によって規格化され、広く認知されて	
	(図記号)の表記を可能にする		いるシンボルマーク等(図記号)の表記が可	
	こと		能か調査検討が必要。	
Ⅱ 電子化への対応について				
18	添付文書の電子化	「紙」だけでなく電子媒体を活用するなど電子	検討結果を踏まえ、電子媒体での提供につ	
		化に対応した制度について検討中。	いて対応予定。	

19	IT を用いた遠隔医療や単独で 診断支援機能を有するソフトウェアなど従来の既成概念で包括 できないものについて位置づけ の明確化	現在、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部 会で検討中(資料2-4)。	検討結果を踏まえ、無体物である単体ソフトウェアの品質・安全性を確保できるよう対応予定。		
皿(
2 0	コンパニオン診断薬* ⁴ (companion diagnostics)の実 用化に向けて、薬事承認プロセス を明確化	平成23年度より、厚生労働科学研究により、「コンパニオン臨床性能試験の在り方に関する再帰的研究」において検討中(3年計画)。	平成 26 年度に、研究班検討結果を踏まえた コンパニオン診断薬の薬事承認プロセスにつ いて明確化する予定。		
2 1	体外診断用医薬品製造業の製造管理者及び体外診断用医薬品 卸売販売業の管理者の資格要件 の見直し	現在、これら製造管理者や管理者についての資格要件は薬剤師であることとされているが、体外診断用医薬品の製造及び卸売に当たって必要な知識を有する者として他の要件をおくことが可能かについて検討する予定。	薬剤師の他、体外診断用医薬品の製造及び 卸売に当たって必要な知識を有する者に係る 具体的な要件について、さらに検討予定。		
22	体外診断用医薬品の基本要件 の取扱	体外診断用医薬品の基本要件は、現在、法第 42 条に基づく「保健衛生上の特別の注意を要する医 薬品の基準」とされているが、法第 41 条に基づく 「品質の適正化等を図るための基準」にすべく検 討する予定。	体外診断用医薬品の基本要件が、法第 41 条に基づく基準となるよう検討、対応予定。		
Ⅳ 医療機器の特性に対応した制度について					
23	医薬品・医療機器法への改称	現在、医療機器の特性を踏まえた医療機器の章を追加することが可能かどうかについては、厚生 科学審議会医薬品等制度改正検討部会の検討課 題。	検討結果を踏まえ、医療機器の特性を踏ま えた規制体系を確保できるよう対応予定。		

※1:日本工業規格

※2:国際標準化機構が定める工業製品の国際基準

※3:国際電気標準会議が定めた電気、電子、通信、原子力などの規格・基準

※4:治療薬の効果あるいは副作用のリスクを予測するために開発された体外診断用医薬品